

第6章 非常の場合に備え安全を確かなものにしよう

1. 補償内容をよく理解し保険に入ろう

自動車の所有者は自動車保険の重要性を理解しかつほとんどの人が任意保険に加入しているのに対し、プレジャーボート・ヨットのオーナーの保険加入が進んでいないのは何故でしょうか？

乗る機会が少ない・自分は事故を起こさないからなどという理由もあるでしょう。また保険の内容がよくわからない・肝心なところが免責になっている・保険料が高いといった声も聞こえてきます。

自然を相手にする海のレジャーは、細心の注意を払ってもいつ事故や災難に出会うかわかりません。座礁、他船との衝突、出入港時に他船にぶつめた、定置網に絡まった、同乗者が転んで怪我をした、船体が衝突により破損した・・・。

一旦事故を起こせば事故相手の船体の修理費や相手のケガの治療費、定置網の修理・補償等の高額な賠償費用が発生します。

もしもの時の海難事故に備え、賠償責任保険への加入はプレジャーボート・ヨットオーナーの最低限のモラルです。

(1) プレジャーボートに関する保険にはどんなものがあるのか。

プレジャーボート保険には民間損害保険会社が取扱っている「ヨットモーターボート保険」(以下YM保険)と漁船保険組合が取扱っている「PB責任保険」があります。

これらの保険の対象となるボート・ヨットは次の通りです。

1.YM保険

イ.帆走ヨット

ロ.総トン数20トン未満の非営業用モーターボート

ハ.総トン数5トン未満の船舶

ニ.総トン数20トン以上で長さが24メートル未満のモーターボート

(一人で操船できる構造でスポーツ・レクリエーションのみに用いられるもの)

2.PB責任保険

イ.5トン未満のプレジャーボート(プレジャーモーターボート・釣船・プレジャーヨット)

(2) YM保険・PB責任保険はどのような時に補償されるのかYM保険の補償内容は

①賠償責任保険

この保険は「運行中などに第三者に与えた賠償責任保険」によって被る費用に対し保険金が支払われます。

相手船と接触や衝突をしたり定置網や生け簀などに入り込み破損させてしまった場合、きわめて多額の賠償金を請求される恐れもあります。そのリスクを避ける為にボートオーナーは賠償責任保険には必ず加入するようにしましょう。

近年マリナーの多くは「賠償責任保険」の付保を艇保管の条件にしているところが増えてきて「賠償責任保険」の加入はボートオーナーの常識となりつつあります。

②船体保険

この保険は沈没・衝突・座礁・火災など偶然な事故による船舶に生じた損害を補償するため保険金が支払われます。後の「補償されない事故」の項で説明しますが、日常起こる故障等は対象外という免責の内容を十分に理解する事が必要です。

③搭乗者傷害保険

この保険は自艇の乗船者が急激かつ偶然な事故により身体に傷害を被った場合に契約した金額の保険金が支払われるものです。

④搜索救助費用保険

この保険は搭乗している方が遭難(行方不明になった場合も含む)した際の搜索・救助あるいは移送等に要した費用を負担した場合、その費用が保険金として支払われます。「搜索救助」というナーミングから判断し艇の救助も対象になると思い込んでいる人が多いようですが、そうではありません。

この辺を意識しP B 保険では人命搜索費用の他船体搜索費用も補償するようになっております。(対象外の場合もある)

P B 責任保険は賠償責任と搜索救助費用保険(人命・船体)のみが補償対象となっておりますが民間の損保会社が上乘せ保険としてP B 責任保険ワイド、P B 船体保険、P B 搭乗者傷害保険(P B 総合保険)を準備しております。

(3)補償されない事故

この内容が一番分かり難く、かつ一番重要な部分です。

自然災害や酒酔い運転など免責になるのはどの保険事項にも共通ですが、人為的事故については “どの保険で何が補償され、何が免責になるのか”が極めて複雑ですが正確に理解しておく必要があります。詳細は後記しますが、故障はもともと補償対象とはなりません。

損害保険は本来 “①外来 ②偶然 ③急激に発生する事故を補償の対象とする”という原則で成り立っています。そのため自動車保険の場合でも、エンジンの焼付やバッテリーの消耗、ブレーキの故障などの事故は、この原則から外れますので保険の対象とは

なりません。

同様に、プレジャーボートの船体保険でもエンジンの焼付・故障・摩耗・欠陥・腐食・サビ等の自然消耗などによる修理費用は補償の対象にはなりません。

では、自動車保険もヨットモーターボート保険も同じ原理原則で成り立っているのか、自動車保険では当然と思われ、プレジャーボートの場合はおかしい、と思われるのは何故でしょう。

それは事故の発生する場所が陸上か海上かの違いからくるのではないかと思われまます。自動車が故障してもその場においたまま車を離れることが可能ですが、プレジャーボートの場合は海上で漂流している艇を放置することはできず、そのうえ乗員の生命が危険に晒されるといふ、自動車にはない特殊な問題が発生するからと考えられます。

プレジャーボートのオーナーは、一部の人を除き頻繁にボートに乗らないためエンジン等の整備が十分とは言えず、海上にてトラブルが発生するケースをしばしば見聞きます。

そのような場合、艇を安全な場所まで曳航して欲しいと思うのが多くのボートオーナーの願いでしょう。そのためそういう場合に備えるのが「捜索救助保険」と思い込んでいる人が多いと思いますが、YM保険のパンフレットには“被救助船(保険の対象である船舶)に搭乗している方が遭難し、その捜索・救助のために費用がかかった場合”と明記されており、艇の曳航等は対象外となっております。

ではP B責任保険の「船体捜索救助費用」の場合はどうかというと、“プレジャーボートの事故により、自船が他の船舶により捜索または救助され、その費用を負担した場合に、他の船舶の費用について保険金をお支払いします。”と明記されています。例えば、操船を誤って座礁し救助された場合、プロペラにロープが絡まって曳航救助された場合等、艇そのものの救助費用が補償の対象になってはおりますが、肝心なのは免責規定です。

規定には、保険金をお支払いできない場合として“軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるもの“また”修繕の為の曳航費用など救助に該当しない費用”と明記されています。

そのため現状で軽微な機関故障などのトラブルにより漂流した場合に艇を安全な場所まで曳航するための費用を補償する保険はありません。

最後に搭乗者傷害保険ですが、この保険は“艇に搭乗中”に限定されていますので、例えば艇から下船しマリナーなど艇から離れた場所で怪我をしたような場合は補償の対象にならないという点を理解しておく必要になります。

以上、YM保険及びP B保険の共通の免責事項について説明してきましたが、現在損保保険は各社各々独自の規定有りますので(例えばドライブユニットに生じた損害やエンジン焼付、風水害などを特約によって補償する保険もあります)、加入の際には保険会社・代理店とよく相談し、補償内容を理解したうえで保険に加入するようにしましょう。

(4) 保険に加入しようと思ったら

プレジャーモーターボートの保険はかなり特殊であり、一般の損保会社の支店・支社や代理店では対応できないところも有るようですので、代理店業務を兼業しているマリナーやボート販売店に相談することも一つの方法です。

また、海上保安庁の外郭団体である(公社)関東小型船安全協会では“小安協 ヨットモーターボート総合保険”(YM保険がベース)の募集を会員向けに行っています。団体割引のほか無線機設置割引などもあります。小安協に入会してこの保険に加入されるのも一案です。

最後にまとめますと、船体保険は保険加入するか否かはボートオーナーご自身の問題であらうと思いますが、如何なるボートオーナーも他人に対し大きな迷惑を掛ける可能性があることを考えますと「賠償責任保険」への加入は最低限のモラルとして必要不可欠であると思います。

(5) 保険料はどのくらいになるのか

保険料は保険会社により多少の相違がありますので保険会社のパンフレットに載っている一例のみ下記に紹介します。

ヨットモーターボート保険保険

ボート：艇長 7メートル・エンジン馬力 150馬力・定員8名・船体時価 300万円

例1

	保険金額	免責金額	保険料
賠償責任保険	5000万円	1000円	23,710円
合計保険料			23,710円

例2

	保険金額	免責金額	保険料
賠償責任保険	5000万円	1000円	23,710円
搭乗者傷害保険	1名 1000万		
	1事故 8000万		18,300円
搜索救助保険	100万円		2,580円
合計保険料			44,590円

例3

	保険金額	免責金額	保険料
賠償責任保険	5000万円	1000円	21,340円
船体保険	300万円	10万円	75,000円
搭乗者傷害保険	1名 1000万 1事故 8000万		
搜索救助保険	100万円		2,580円
合計保険料			117,220円

例4

	保険金額	免責金額	保険料
PB責任保険	5000万円	1000円	22,900円
人命救助保険費用	200万限度		
船体搜索救助費用	200万限度		
合計保険料			22,900円

※詳細は保険会社・代理店にお問い合わせください。

2. 安全のため入会しよう



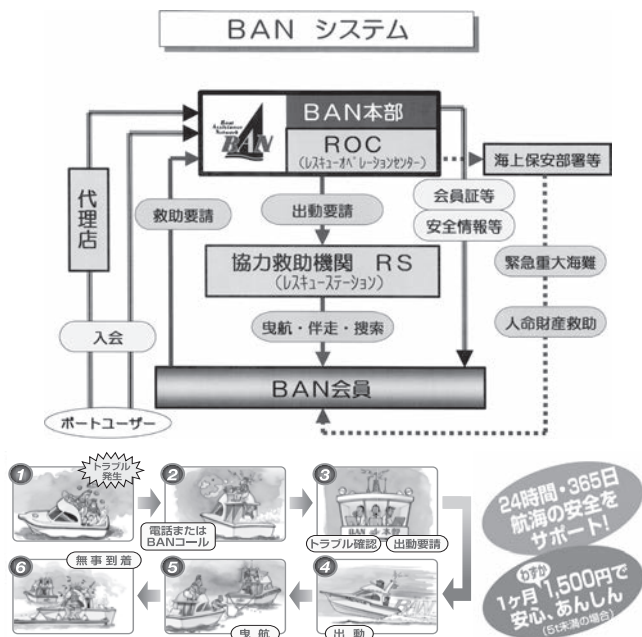
(1) BAN (Boat Assistance Network) : プレジャーボート救助事業

～プレジャーボート(モーターボート・クルーザーヨット)を楽しむ方々へ～

BANは、プレジャーボートオーナーを対象に“自分の安全は自分で守ろう”というコンセプトをもって、官民一体となって設立された会員制救助システムです。入会対象者は、モーターボート・クルーザーヨット等の非営業用小型プレジャーボートを所有する個人又は法人です。

事業内容は、機関故障等軽微なトラブルが起きた際、マリーナや、海事従事者等の協力によって構成されたBANサービスによる“最寄りの安全な係留地までの24時間365日の曳航無料サービス”を主たる業務と致しております。

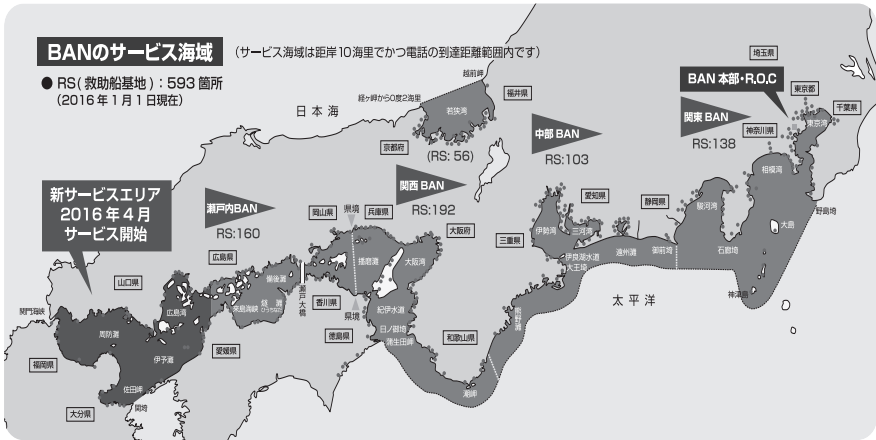
平成4年に発足しましたが、当初東京湾・相模湾水域に限定されていたサービス海域は、現在では関東沿岸から中部、近畿の太平洋側沿岸水域、瀬戸内海の東半分（来島海峡以東）と日本海の若狭湾まで拡大され、さらに平成28年4月から瀬戸内海西半分でもサービスを開始するので、瀬戸内海全てがサービス海域となります。これらサービス海域内の各地に救助活動を行うRS(レスキューステーション)を約600箇所配置し、迅速な救助活動に備えておりプレジャーボート愛好者にとっては無くてはならない存在になっています。また、BANは情報誌バンメイトやホームページ等によりさまざまなマリン情報を提供し、会員の快適で安全なマリンライフを支援しております。



●BAN救助事業の概要

- ・会員制度のもとで実施される救助事業
- ・会員のプレジャーボートが機関故障等で航行に障害を生じた場合における曳航や伴走
- ・乗組員が行方不明になった場合における搜索活動
- ・これらの救助活動に要した費用は、原則としてBAN会員であれば無料(会員以外は実質負担で利用可能)

●BANサービス海域(平成28年1月1日現在)



サービス海域は沿岸10海里で、かつ電話の到達距離範囲内となります。

●BAN会員の種類・資格・会費等

種類	会員資格	入会金	年会費	備考
一般会員	モーターボート、クルーザーヨット等非営業用の小型プレジャーボートを所有する個人又は法人	10,000円	A会員(5トン未満) 18,000円 B会員(5トン以上20トン未満) 36,000円 G会員(20トン以上の小型船舶) 100,000円	●中途入会 は月割会費 となります
特別会員	本事業の趣旨に賛同される個人又は法人	—	一口 50,000円	

●入会

BAN入会についてのお問合せ先：BAN本部 TEL 045-212-9284

: FAX 045-212-9343

HPからも入会できます。

: URL <http://www.kairekyo.gr.jp/ban/>

●Q & A

Q BANと海上保安庁の救助はどう違うのですか？

A BANは、会員制による365日24時間対応するプレジャーボートの自主救助組織で、対応できるのは、機関故障等の軽易なトラブルの際の曳航救助です。火災、爆発、衝突、転覆等の人命に直接関わる事案については、海上保安庁に救助を依頼いたします。また、海上保安庁には「118」番に通報することにより直接連絡できます。なお、海上保安庁によって救助された場合には、海難調査等が実施されることとなります。

Q プレジャーボート保険に入っていればBANは必要ないのでは？

A プレジャーボート保険の役割は火災、爆発、衝突、転覆などの重大事故が発生した場合に、現状復帰に要する費用を補償することです。しかし、保険会社は緊急事態が発生したときに救助船を手配してくれる訳ではなく、海上保安庁や救助業者に自分で救助を求めなければなりません。しかも、保険の項で詳しく説明している通り、軽微な故障損害の結果生じる費用は補償の対象になっていません。BANはこれら軽易なトラブルが発生した際に、人命救助を第一義として救助船の手配を行い、その曳航費用を負担する組織です。重大事故に備えて保険を、軽易なトラブルに備えてBANに入会すればプレジャーボート・ライフは万全です。

Q BANの救助を受けた場合の費用はいくらですか？

A BAN会員は無料です。BAN会員以外の方が、民間会社等に救助・曳航を依頼した場合は、相当の費用がかかることがあります。

●BAN緊急通報サービス(略称：BANコール)

BANでは会員向けに、救助要請時スマートフォンやGPS付き携帯電話で、簡単に「正確な位置・会員・船舶情報」がBAN本部に送信される「BANコール」を運用しています。事前に、BAN会員の方が、スマートフォン等で「BANコール」に登録しておく、簡単な操作で、海難現在位置の「緯度・経度」と地図、会員と船舶の情報が、BAN本部のROC (レスキュー・オペレーション・センター)のコンピューターに送信されるシステムです。このシステムの導入によって、より正確で迅速な救助が可能となりました。

「BANコール」お問合せ先

BAN本部 TEL.045-212-9284 FAX.045-212-9343 E-mail info@bancall.net

BAN コール通報手順



(2) DAN JAPAN (Divers Alert Network JAPAN) : ダイバーのための緊急医療援助事業

～ダイビングを楽しむ方々へ～

海洋レジャーは様々な種類がありますが、その中でもダイビングは空気のない世界への訪問という非日常性から多くの人々を魅了し、全世界のあらゆる年齢層の方に人気のあるレジャーです。

しかしその反面、ダイビングを楽しむためには正しい知識、経験そしてスキルが必須です。また、万が一事故が発生した場合、その傷害は水中環境特有となり、潜水医学に精通した専門医による緊急時の治療体制の確立が望まれてきました。

このような背景から、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会ではDAN JAPANを平成4年に発足させ、海上保安庁、各潜水指導団体、医療機関などと協力し、安全に関する情報提供をすると共に緊急医療援助体制を整備しています。

●DAN JAPANとは？●

DAN JAPANは全世界に5つあるDANで構成されるインターナショナルDAN (IDAN)の一員です。このため、日本のみならずほぼ全世界での緊急時に対応する協力体制が確立されており、万が一のダイビング事故への備えとして多くの方から支持を受けています。

さらに、ダイビングに関連する研究・分析も実施しており、ダイビング事故を未然に防ぐために活動をしています。

また、DAN JAPANは加入した個人会員全員にレジャーダイビング保険を付保しており、これはDAN JAPANの大きな特長となっています。ダイビングを安心して楽しむためにも是非DAN JAPANにご入会下さい。

●DAN JAPANが会員に提供するサービス●

① DAN 緊急ホットライン

減圧症等、潜水特有の障害への緊急対応のため、応急処置のアドバイスや再圧治療機関の紹介などが可能なホットラインを実施しています。24時間/365日対応。

② 医療相談ライン (メディカルインフォメーションライン)

ダイビングに関係する医療相談の窓口としてご利用いただけます。平日9時から17時(土・日・祝・年末年始休み)で対応しており、必要に応じて医師に照会し、回答します。

③ DDNET

ダイビングに理解のある医師の全国ネットワークです。日本全国で300名以上の医師が協力する「ダイバーが実際に受診可能な医療機関」のネットワークとなっています。(電話での医師の相談は行っておりません。実際に受診し、診断結果をもとに医師にご相談下さい。)

④ レジャーダイビング保険

国内・海外におけるレジャーダイビング中の急激・偶然・外来の事故による傷害や、救助活動に対して保険をお支払いします。(引受保険会社の審査があります。)

また、レジャーダイビング以外の業務中や、より手厚い補償をご希望される方のために追加で加入できる保険も提供しています。

⑤ 海外での日本語相談窓口

海外旅行中のトラブルに対応可能な、日本語相談窓口が利用可能です。ケガや病気の場合の緊急アシスタンスは大きな安心です。24時間/365日対応。

⑥ 安全情報の提供

入会時には安全情報を満載したハンドブックを配布すると共に、年3回の会報誌やウェブでの情報提供、講習会等を実施しています。

⑦ トレーニング

潜水事故者の応急手当として有効な、酸素供給法などの講習を実施しています。

● DAN JAPAN の年会費 ●

【入会金】 なし

【会費】 一般会員・インストラクター会員年会費：5,000円

スポンサー会員：1口 10,000円

● DAN JAPAN についてのお問い合わせ先 ●

DAN JAPAN 事務局 TEL 045-228-3066 FAX 045-228-3063

URL <http://www.dan-japan.gr.jp>

* 事務局営業時間：平日9時～17時(年末年始を除きます)

* 入会申込は、お近くのショップまたはDAN JAPAN 事務局にお問合せ下さい。

* HP からでも入会できます。